

<別紙 1>

福祉サービス第三者評価機関認証要綱の遵守にかかる誓約書

当法人は、福祉サービス第三者評価機関認証要綱（以下「認証要綱」という。）第5条の以下の各号を遵守することを誓約します。

今後、認証要綱第5条の各号を遵守できなくなった場合には、認証要綱第11条に基づき、速やかに第三者評価事業の廃止を届け出ます。

（認証基準）

第5条 評価機関の認証にあたっては、次の要件をすべて満たすものとする。

(1) 評価機関は、法人格を有するもの、または申請時の存続期間が3年以上の有限責任事業組合であり、福祉サービス第三者評価事業を実施することを定款に規定するとともに、登記されていること。

(2) ア 第11条の規定により第三者評価事業を廃止した法人（廃止の日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれに準ずるものと同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下本号において同じ。）であった者が役員である法人を含む。）については、その廃止の日から3年間を経過していること

ただし、当該法人について、かながわ福祉サービス第三者評価推進機構運営委員会（以下、「運営委員会」という。）で相当の理由があるとした場合を除く

イ 第13条の規定により認証を取消された法人（取消の日前60日以内に当該法人の役員であった者が役員である法人を含む。）については、その取消の日から推進機構で定められた期間を経過していること

ウ 第6条の規定により認証されないこととされた法人（当該認証されないこととされた日前60日以内に当該法人の役員であった者が役員である法人を含む。）については、その認証されないこととされた日から推進機構で定められた期間を経過していること

(3) 評価機関は神奈川県内に事務所を開設していること。

(4) 評価機関は、第三者評価を的確に行うに足りる知識及び技能並びに人員を有すること。

(5) 評価機関は、第三者評価を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

(6) 評価機関は、次に掲げる評価調査者を所属させ、必要数確保していること。

ア 推進機構が実施する評価調査者養成研修を修了した者

イ 当該評価機関に所属する評価調査者のうち、別表に基づき次の（ア）または（イ）に該当する評価調査者をそれぞれ1名以上設置すること

（ア）組織運営管理業務を3年以上経験している者、またはこれと同等の能力を有していると認められる者

（イ）福祉・医療・保健分野の有資格者若しくは学識経験者で、当該業務を3年以上経験している者、またはこれと同等の能力を有していると認められる者

(7) 評価機関は、評価調査者に対して、評価項目や評価手法等に関する定期的な研修機会を確保し、評価調査者の質の向上に取り組むこと。

(8) 評価機関は、公正な評価決定を行うために、第三者性を確保した評価決定委員会を設置し、

評価決定プロセスの透明性を確保すること。

(9) 評価の実施にあたっては、推進機構が別に定める評価基準をすべて取り込んだ上で評価を行うこと。

(10) 評価機関は、原則として次に掲げる評価調査を実施すること。

ア 事業者調査

(ア) 状況調査

事業所の運営状況を示す文書による調査

(イ) 自己評価調査

評価機関が定めた評価項目による、事業所自らが実施する調査

(ウ) 訪問調査

推進機構が定める評価基準による、複数の評価調査者が事業所を訪問し、実施する調査

イ 利用者調査

評価機関が定めた評価項目による、利用者全員を対象としたアンケート調査を実施する。また、可能な範囲でヒアリング調査を行う。

(11) 評価機関は、評価調査者自らが関係する事業所の評価調査を行わせないこと。

(12) 1件の評価調査は、複数の評価調査者（上記第6号に規定する(ア)(イ)の双方1名以上）が一貫してあたるものとし、調査結果のとりまとめは、評価調査者の合議によって行うこと。

(13) 評価機関は、自らが実施した評価結果について、評価結果の公表に関して推進機構が別に定める様式により、推進機構に報告すること。

(14) 評価機関は、評価結果について、推進機構による公表の他に、独自にホームページで公表する体制を整えること。

(15) 評価機関は、事業内容に関する透明性を確保するため、次に掲げる事項を盛り込んだ規程等を整備してホームページで公開し、それに基づいて評価事業を実施すること。

ア 第三者評価の実施に関すること（第三者評価を実施するサービス種別を含む）

イ 標準的な評価手法及び手順に関すること

ウ 評価決定委員会の設置及び運営に関すること

エ 評価料金（評価手数料）に関すること

オ 評価結果の公表に関すること

カ 守秘義務に関すること

キ 倫理規定に関すること

ク 個人情報保護に関すること

ケ 評価調査者研修に関すること

コ 評価結果に対する異議や苦情の申立窓口及び責任者に関すること。ただし、苦情相談窓口における担当者と責任者は別に定めること

サ 所属する評価調査者一覧（推進機構登録番号、評価調査者養成研修修了状況、上記(12)の(ア)(イ)に関する資格または主な経歴。氏名については非公開も可）に関すること

シ 評価事業の実績に関すること

(16) 推進機構が第三者評価事業の適正な実施を目的として行う調査等に協力すること。

(17) 評価機関は、第三者評価の実施にあたり、公正中立な立場の保持にとって不適当と認められる次に掲げる事由がないこと。

- ア 当該法人が評価実施サービス（同種別の福祉サービス）を提供している場合
 - イ 評価機関の代表者や理事、役員等が関係するサービス事業者の評価を行う場合
 - ウ 評価機関と経営母体が同一であるサービス事業者の評価を行う場合
 - エ 評価機関が関係するサービス事業者の評価を行う場合
 - オ 評価機関が評価を行ったサービス事業者の事業に関係する場合
 - カ 全国及び都道府県推進組織により、第三者評価事業を廃止又は取消又は認証されないこととされた法人（当該廃止又は取消又は認証されないこととされた日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれに準ずるものと同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）であった者が役員である法人を含む。）については、その決定の日から3年未満の場合
- ただし、当該法人の廃止又は取消又は認証されないことについて、運営委員会で相当の理由があるとした場合を除く
- キ 業務に関し不正又は不誠実な行為をする恐れがあると認めるに足りる相当の理由がある場合
 - ク その他、公正中立な第三者評価の実施に支障が生じると判断される場合

（認証の期間）

第7条 推進機構が認証する評価機関の認証有効期間は、認証の日から3年を超えない期間とし、原則としてその終期は当該年度の末日とする。

2 認証期間経過後、引き続き評価事業を行うときは、推進機構からの指示に従い認証の更新申請を行うものとする。

3 認証の更新を行う日の属する年度の前年度からの直近3カ年度における評価件数（社会的養護関係施設に係る評価件数を含む）が10件未満の場合、当該更新を行う年度中に、推進機構が別に定める更新時研修を受講しなければならない。

令和 年 月 日

住 所 〒 ー

氏 名

印